

新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料の徴収猶予について

■保険料の徴収猶予

保険料の徴収猶予は、保険料の納付が一時的に困難となった場合で、申請日以降6か月以内に資力が回復することが明らかであるため保険料を減免することが不相当と認められるときに、申請により猶予することができます。

■添付書類

- ・世帯の主たる生計維持者及び被保険者全員の前年分の収入等がわかる書類（確定申告書第一表、各事業の収支内訳書等）
- ・当該年の当該事業収入等の額（見込）が分かるもの（給与明細、収入見込算出表等）
- ・保険や損害賠償等による補填額が分かるもの（振込通知書等）
- ・その他広域連合長が必要と求める書類

【参考】（保険料減免の対象者）

次の①又は②のいずれかに該当するに至った被保険者につき、それぞれの基準により算定した額になります。また、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用いたします。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する方
 - i) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - ii) 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。
 - iii) 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。